



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課） 1
- 歳入の収納の事務の委託（地域・離島課） 1
- 家畜の予防検査の実施（畜産課） 2
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課） 3
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） 4
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 4
- 県道の供用の開始（道路管理課） 5

公 告

- 補正予算の公表（財政課） 5
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 5

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・4件 7

収用委員会事項

- 公示送達 18

告 示

沖縄県告示第153号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成30年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 3 委託期間 平成30年2月26日から平成31年2月25日まで

沖縄県告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成30年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 3 委託期間 平成30年2月26日から平成31年2月25日まで

沖縄県告示第155号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 種付けの用に供する雄牛及び豚 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
結核病	牛及び山羊	(1) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (3) 搾乳の用に供する雌山羊及びこれらの山羊と同一施設内で飼育している山羊
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ感染症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	みつばち	みつばち

4 期日及び場所

- (1) 期日 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）及びエライザ法
結核病	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ感染症	血清平板凝集反応法
腐蝕病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第156号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛

アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

(1) 期日 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

沖縄県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市長南地区営農地整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成30年3月22日から同年4月18日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第345号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 施行者の名称 うるま市
- 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・具9号安慶名田場線
- 3 事業施行期間 平成28年6月17日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成28年沖縄県告示第345号の事業地のうち、うるま市字田場河具原及び金座原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成30年3月20日から同年4月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 浦添西原線
- 2 供用開始の区間 浦添市字城間1966番2から浦添市字城間2129番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月31日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成30年3月7日県議会の議決を経た補正予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年2月19日
- (2) 商号名 株式会社太陽ホーム
- (3) 代表者名 神里陽太
- (4) 所在地 金武町字金武4306番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12818号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年2月19日
- (2) 商号名 有限会社三八五ペイント工業
- (3) 代表者名 神谷嘉勝
- (4) 所在地 南風原町字大名340番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第6568号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月9日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があった。

- 3(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
(2) 商号名 榮和産業
(3) 代表者名 呉屋栄二
(4) 所在地 浦添市西原六丁目2番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第9413号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
(2) 商号名 トーラス株式会社
(3) 代表者名 福地博之
(4) 所在地 那覇市天久762番地14クリアスビル5-A
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12496号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
(2) 商号名 大永建設株式会社
(3) 代表者名 大城律也
(4) 所在地 浦添市伊祖一丁目33番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第61号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
(2) 商号名 株式会社ファンスタイルエスディー
(3) 代表者名 城間和浩
(4) 所在地 那覇市泊1丁目2番3号3階
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第10492号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月16日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
(2) 商号名 沖縄シャーリング株式会社
(3) 代表者名 玉城秀徳
(4) 所在地 浦添市勢理客四丁目21番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11027号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年3月1日
(2) 商号名 松島電気工事
(3) 代表者名 松島良成
(4) 所在地 浦添市屋富祖二丁目25番14号102号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12421号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年3月5日
- (2) 商号名 有限会社オリエント圧接工業
- (3) 代表者名 下門末廣
- (4) 所在地 糸満市字潮平729番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第8463号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業の一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月19日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年3月5日
- (2) 商号名 有限会社オキヒロ
- (3) 代表者名 知名正博
- (4) 所在地 那覇市壺屋2丁目1番27号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第9049号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城 明 律

（自主調整協議会の設置）

第1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

（協議会への加入）

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人（以下「構成員」という。）により組織され、構成員が特定できる者である

こと。

- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類

3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、協議会に加入した者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったときは、名簿から削除するものとする。

（共同申請）

第3 この指示の第4から第14までに規定する事項について二者以上で共同して申請しようとするときは、そのうち一者を選定して代表者とし、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

（敷設の承認等）

第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第5号様式）
- (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
- (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成31年3月31日までとする。

3 次に掲げるもののうち、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置（第1項第1号により協議を調えた位置。以下同じ。）に浮魚礁を敷設する場合に限り、協議書を省略することができる。

- (1) 第9の再承認を受けた後に流失し、平成31年3月31日までに敷設するとき。
- (2) 第9の第2項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合で、平成30年6月に開催される委員会までに承認を受けて、平成31年3月31日までに敷設するとき。
- (3) 平成29年11月1日から平成30年3月31日までに流失を確認し、平成30年6月30日までに敷設するとき。

4 委員会は、第1項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。

（承認の制限、条件等）

第5 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たっては制限若しくは条件を付すことができる。

（浮魚礁の敷設）

第6 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様

式)を委員会に提出しなければならない。

(浮魚礁の管理)

第7 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行安全のため、浮魚礁(中層型浮魚礁を除く。)に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(浮魚礁の流失)

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届(第7号様式)を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

(敷設の再承認)

第9 平成29年沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者(以下「既設の浮魚礁の敷設者」という。)は、平成30年6月30日までに浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第7の規定を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。

3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、緯度又は経度のいずれか若しくはその両方が協議位置から2分以上離れた場合は、既設の浮魚礁の敷設者は確認した位置を協議位置として、協議書(第5号様式)を添付しなければならない。

(敷設承認期間の延長)

第10 平成29年沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、敷設承認期間を平成30年7月1日以降初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

(敷設の特例)

第11 浮魚礁を敷設する者は、平成29年11月から平成30年3月までに開催された委員会において敷設承認を受けたものを敷設する場合には、平成30年6月30日までに敷設しなければならない。

(承認の取消し)

第12 次に掲げるもののうち、敷設承認(再承認を含む。)を受けた者がいずれかに該当する場合には、委員会は承認を取り消すものとする。

(1) 敷設承認の日から平成31年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。

(2) 流失を確認した日から平成31年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。

(3) この指示に違反し、委員会で敷設承認取消の決議がなされたとき。

(違反に対する措置)

第13 委員会は、第4の第1項、第9の第1項又は第11の規定に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

(浮魚礁の利用)

第14 浮魚礁を利用する者(以下「利用者」という。)は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

第1号様式(第2関係)

加入資格確認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり第 ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号に基づき加入資格の確認を申請します。

記

1 法人の種類及び根拠法令：
2 構成人員の事業種類：
3 添付書類：

第2号様式 (第3関係)

代表者選定届 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。

記

共同申請名称：
代表者： 所在地
名称
(代表者氏名)

第3号様式 (第4及び第9関係)

浮魚礁敷設承認申請書 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号に基づき申請します。

記

1 承認を受けようとする浮魚礁の名称：
2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置：北緯 東経
(年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)
3 浮魚礁の種類：

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

1 承認番号：沖調U30第 号
2 承認期間： 年 月 日から 年 月 日まで
3 制限又は条件：
(1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。

(2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。

(3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会

会長

印

第4号様式（第4関係）

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 :
- 2 敷設した位置 : 北緯 東経
- 3 共同漁業権の番号 : 共同第 号
- 4 浮魚礁の種類 :
- 5 敷設した日 : 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式（第4及び第9関係）

協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会

所在地

名称

(代表者氏名)

印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式（第6関係）

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 : _____
- 2 敷設した日 : _____年 _____月 _____日
- 3 敷設した位置 : 北緯 _____ 東経 _____
- 4 G P Sの測地系の種類 : _____
- 5 敷設した位置の水深 : _____ m
- 6 敷設したロープの長さ : _____ m

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 以下の写真を添付すること。

(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真

(2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式 (第8関係)

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 : _____
- 2 流失を確認した日 : _____年 _____月 _____日
- 3 敷設した位置 : 北緯 _____ 東経 _____
- 4 回収の有無 : _____
- 5 流失の原因と今後の対応 : _____

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。

3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安本部等に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式 (第14関係)

承認旗等設定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。

注 承認旗等の形状を示すこと。

沖縄海区漁業調整委員会指示30第2号

沖縄島北部並びに伊平屋島及び伊是名島水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会

(指示の内容)

第1 以下の区域において漁業を営むに当たり、全長40センチメートル未満のスジアラ及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。

(対象区域)

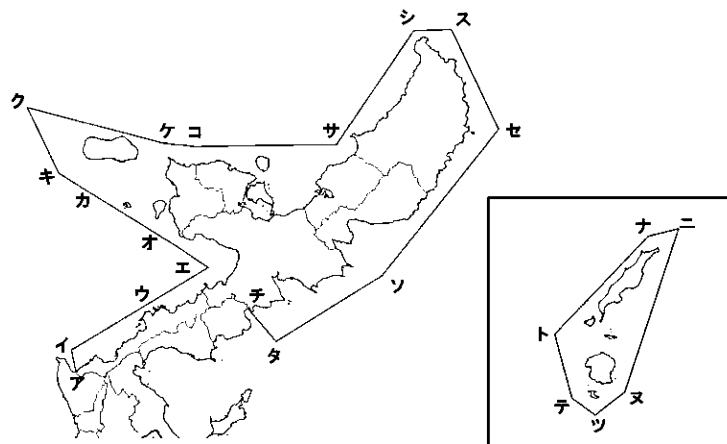
第2 共同漁業権第1号から第6号までの区域(次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次結んだ線並びにツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及びツで囲まれた区域と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。別図参照)

- ア 北緯26度25.328分、東経127度44.518分
- イ 北緯26度27.116分、東経127度44.075分
- ウ 北緯26度32.624分、東経127度54.054分
- エ 北緯26度33.856分、東経127度56.291分
- オ 北緯26度35.540分、東経127度53.470分
- カ 北緯26度39.332分、東経127度46.475分
- キ 北緯26度41.343分、東経127度42.796分
- ク 北緯26度46.600分、東経127度39.900分
- ケ 北緯26度43.858分、東経127度52.024分
- コ 北緯26度43.608分、東経127度55.006分
- サ 北緯26度43.840分、東経128度07.743分
- シ 北緯26度53.054分、東経128度14.629分
- ス 北緯26度53.161分、東経128度17.985分
- セ 北緯26度45.131分、東経128度22.303分
- ソ 北緯26度33.310分、東経128度11.895分
- タ 北緯26度27.952分、東経128度02.432分
- チ 北緯26度30.588分、東経127度59.857分
- ツ 北緯26度52.170分、東経127度55.711分
- テ 北緯26度53.503分、東経127度53.614分
- ト 北緯26度58.702分、東経127度52.015分
- ナ 北緯27度06.638分、東経128度00.338分
- ニ 北緯27度07.263分、東経128度03.070分
- ヌ 北緯26度54.047分、東経127度58.337分

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

【別図】



沖縄海区におけるイセエビ類及びセミエビ類の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城 明 律

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「イセエビ類」とは、十脚目イセエビ下目イセエビ科のカノコイセエビ（ネッタイイセエビを含む。）、アマミイセエビ、シマイセエビ、ゴシキエビ、ニシキエビ及びケブカイセエビをいう。
- (2) 「セミエビ類」とは、十脚目イセエビ下目セミエビ科のセミエビ及びコブセミエビをいう。

（採捕の制限）

第2 抱卵したセミエビ類を採捕してはならない。

（体長の制限）

第3 体長20センチメートル以下のイセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。

（採捕禁止期間）

第4 4月1日から7月31日までの間、イセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。

（試験研究等の適用除外）

第5 第2から第4までの規定は、次に掲げる目的のため沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者が行う採捕については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供する場合
- (2) 委員会が特に必要と認める場合

（承認申請）

第6 第5の承認を受けようとする者は、イセエビ類（セミエビ類）採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認内容の変更）

第7 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめイセエビ類（セミエビ類）採捕承認内容変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第8 委員会は、第5若しくは第7の規定によりイセエビ類、セミエビ類の採捕の承認をしたとき、又は第10の規定により申請があったときは、イセエビ類（セミエビ類）採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認の条件）

第9 委員会は、第5又は第7の規定による承認をするに当たり、制限又は条件を付することができる。

（承認証の再交付）

第10 承認を受けた者が、承認証を亡失し、若しくは毀損し、又は承認を受けた者の住所に変更があったときは、遅滞なくイセエビ類（セミエビ類）採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認者の禁止事項）

第11 承認を受けた者は、承認証に記載された事項に違反して採捕してはならない。

（承認証の携帯）

第12 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

第13 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕の終了後遅滞なく、イセエビ類（セミエビ類）採捕報告書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第14 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

第1号様式（第6関係）

イセエビ類（セミエビ類）採捕承認申請書		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
住所 氏名		印
沖繩海区漁業調整委員会指示30第3号に基づき、イセエビ類（セミエビ類）の採捕の承認を受けた いので下記のとおり申請します。		
記		
1	採捕するイセエビ類（セミエビ類）の種類及び数量	
2	採捕区域	
3	採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで	
4	主な採捕の方法	
5	採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名	
6	使用する船舶	
	(1) 船名 :	
	(2) 漁船登録番号 :	
	(3) 総トン数 :	
	(4) 所有者氏名 :	
7	用途	
8	計画内容	

第2号様式（第7関係）

イセエビ類（セミエビ類）採捕承認内容変更申請書		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
住所 氏名		印
沖繩海区漁業調整委員会指示30第3号に基づくイセエビ類（セミエビ類）の採捕の承認について、 承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。		
記		
1	承認番号	
2	変更理由	
3	変更事項	
	項目	変更前
	変更後	

第3号様式（第8関係）

承認番号 沖調I第 号	
イセエビ類（セミエビ類）採捕承認証	
住所 氏名	
1	採捕するイセエビ類（セミエビ類）の種類及び数量
2	採捕区域
3	採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
4	採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名

5 使用する船舶
 (1) 船名 :
 (2) 漁船登録番号 :
 (3) 総トン数 :
 6 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
 7 制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長 印

第4号様式 (第10関係)

イセエビ類 (セミエビ類) 採捕承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示30第3号に基づくイセエビ類 (セミエビ類) の採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。

記

1 承認番号
 2 亡失若しくは毀損又は住所を変更した年月日 年 月 日
 3 亡失若しくは毀損又は住所を変更した理由

第5号様式 (第13関係)

イセエビ類 (セミエビ類) 採捕報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示30第3号に基づくイセエビ類 (セミエビ類) の採捕の承認について、採捕状況を下記のとおり報告します。

記

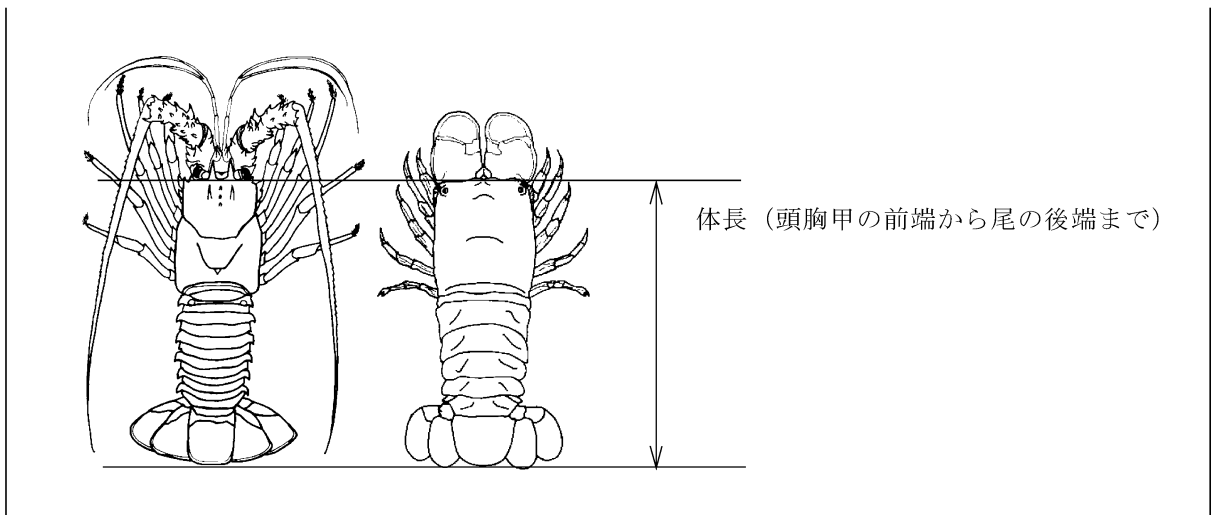
1 承認番号
 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
 3 主な採捕場所
 4 主な採捕方法
 5 採捕状況 別紙のとおり
 (試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)

別紙 (第5号様式関係)

イセエビ類 (セミエビ類) の採捕状況 氏名 ()

採捕日	イセエビ類 (セミエビ類) の種類	大きさ	重さ
月 日		cm	kg

※大きさ欄には、体長 (下図参照) を記入すること。



沖縄海区漁業調整委員会指示30第4号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年 3月20日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城 明 律

(定義)

第1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

第2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	7月1日から9月30日まで
北タイキュウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55.0分、東経126度35.0分 地点B 北緯25度55.0分、東経126度49.0分 地点C 北緯25度47.0分、東経126度49.0分 地点D 北緯25度47.0分、東経126度35.0分	5月1日から11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度42.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度46.0分	1月1日から6月30日まで

	地点E 北緯24度52.5分、東経124度42.0分	
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点A を順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40.0分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40.0分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32.0分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32.0分、東経124度57.5分	4月1日から3月31日まで
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点A を順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09.0分、東経123度04.0分 地点B 北緯24度09.0分、東経123度21.0分 地点C 北緯24度00.0分、東経123度21.0分 地点D 北緯24度00.0分、東経123度04.0分	3月1日から7月31日まで

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第3号

使用しようとする土地 名護市字辺野古長崎原547番

土地所有者 島袋マリ子 住所及び居所不明

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく使用裁決申請等事件（キャンプ・シュワブ）に係る平成30年3月8日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成30年4月10日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年 3月20日

沖縄県収用委員会

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

補正予算の要領

平成29年度沖繩県一般会計補正予算（第5号）

平成29年度沖繩県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に454,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ744,290,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県	税		119,051,000	5,528,001	124,579,001
		1 県民税	40,674,000	1,451,891	42,125,891
		2 事業税	24,947,000	1,668,367	26,615,367
		3 地方消費税	24,112,000	466,330	24,578,330
		4 不動産取得税	3,825,000	668,544	4,493,544
		5 県たばこ税	1,830,000	△ 38,341	1,791,659
		6 ゴルフ場利用税	765,000	34,306	799,306
		7 自動車取得税	951,000	334,140	1,285,140
		8 軽油引取税	7,222,000	600,171	7,822,171
		9 自動車税	13,666,000	342,593	14,008,593
2	地方消費税清算金		43,649,860	1,750,500	45,400,360
		1 地方消費税清算金	43,649,860	1,750,500	45,400,360
3	地方譲与税		20,602,777	△ 345,969	20,256,808
		1 地方法人特別譲与税	19,851,000	△ 345,969	19,505,031
4	市町村たばこ税交付金		199,324	△ 178,441	20,883
		1 市町村たばこ税県交付金	199,324	△ 178,441	20,883
5	地方特例交付金		303,000	12,294	315,294
		1 地方特例交付金	303,000	12,294	315,294
6	地方交付税		206,550,000	3,005,161	209,555,161
		1 地方交付税	206,550,000	3,005,161	209,555,161
8	分担金及び負担金		748,241	16,875	765,116
		1 分担金	77,708	3,783	81,491
		2 負担金	670,533	13,092	683,625
9	使用料及び手数料		15,177,946	10,434	15,188,380
		2 手数料	304,373	△ 67,517	236,856
		3 証紙収入	2,242,745	77,951	2,320,696

款	項	補正前の額		補正額	計
		千円	千円		
10 国庫支出金		209,809,183	△ 3,127,998		206,681,185
	1 国庫負担金	44,024,473	△ 841,021		43,183,452
	2 国庫補助金	163,914,241	△ 2,131,497		161,782,744
11 財産収入	3 委託金	1,870,469	△ 155,480		1,714,989
		2,586,818	225,744		2,812,562
	1 財産運用収入	1,524,116	△ 15,013		1,509,103
12 寄附金	2 財産売却収入	1,062,702	240,757		1,303,459
		37,479	12,203		49,682
	1 寄附金	37,479	12,203		49,682
13 繰入金		35,056,907	△ 5,372,784		29,684,123
	2 基金繰入金	35,015,736	△ 5,372,784		29,642,952
14 繰越金		1,489,118	1,975,479		3,464,597
	1 繰越金	1,489,118	1,975,479		3,464,597
15 諸収入		32,238,489	△ 422,450		31,816,039
	4 貸付金元利収入	14,214,970	△ 1,370		14,213,600
	5 受託事業収入	5,315,909	△ 72,521		5,243,388
	6 収益事業収入	4,613,019	△ 81,884		4,531,135
16 県債	8 雑収入	7,521,504	△ 266,675		7,254,829
		55,978,800	△ 2,634,300		53,344,500
	1 県債	55,978,800	△ 2,634,300		53,344,500
歳入	合計	743,835,842	454,749		744,290,591

歳出款	項	補正前の額		補正額	計
		千円	千円		
2 総務費		75,598,699	△ 8,955,476		66,643,223
	1 総務管理費	25,576,490	△ 9,225,759		16,350,731
	2 企画費	11,817,119	△ 30,385		11,786,734
	3 徴税費	4,769,534	△ 5,048		4,764,486
	4 市町村振興費	28,329,896	419,058		28,748,954
	5 選挙費	669,887	△ 121,707		548,180
3 民生費	6 防災費	3,509,770	8,365		3,518,135
		113,116,861	2,274,542		115,391,403
	1 社会福祉費	69,367,623	2,245,749		71,613,372
4 衛生費	2 児童福祉費	34,466,273	△ 232,603		34,233,670
	3 生活保護費	9,219,973	261,396		9,481,369
		35,949,386	△ 1,033,953		34,915,433
5 労働費	1 公衆衛生費	14,947,932	219,971		15,167,903
	2 環境衛生費	2,936,378	△ 718,671		2,217,707
	3 環境保全費	2,086,763	26,692		2,113,455
	5 医薬費	7,492,110	△ 561,945		6,930,165
		3,885,503	△ 78,178		3,807,325
6 農林水産業費	1 労働費	2,240,280	△ 11,612		2,228,668
	2 職業訓練費	1,511,146	△ 64,467		1,446,679
	3 労働委員会費	134,077	△ 2,099		131,978
6 農林水産業費		53,835,662	364,399		54,200,061
	1 農業費	19,701,451	△ 469,095		19,232,356
	2 畜産業費	3,243,073	△ 190,158		3,052,915
	3 農地費	21,514,625	665,911		22,180,536
	4 林業費	1,982,892	△ 47,111		1,935,781
5 水産業費	7,393,621	404,852		7,798,473	

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 商工費		38,903,955	△ 328,325	38,575,630
	1 商業費	8,218,405	51,433	8,269,838
	2 工業費	22,940,453	65,204	23,005,657
8 土木費	3 観光費	7,745,097	△ 444,962	7,300,135
		94,956,328	△ 1,997,026	92,959,302
	1 土木管理費	18,149,092	△ 55,852	18,093,240
	2 道路橋りょう費	29,392,199	△ 1,262,680	28,129,519
	3 河川海岸費	6,609,447	△ 300,300	6,309,147
	4 港湾費	11,233,733	△ 331,902	10,901,831
	5 都市計画費	17,582,159	△ 93,882	17,488,277
	6 住宅費	6,850,748	△ 352,374	6,498,374
	7 空港費	5,138,950	399,964	5,538,914
		33,719,009	△ 198,346	33,520,663
9 警察費	1 警察管理費	31,054,873	△ 209,684	30,845,189
	2 警察活動費	2,664,136	11,338	2,675,474
10 教育費		163,645,410	1,451,256	165,096,666
	1 教育総務費	16,538,468	△ 164,133	16,374,335
	2 小学校費	49,980,320	709,691	50,690,011
	3 中学校費	30,550,477	590,970	31,141,447
	4 高等学校費	43,687,346	74,834	43,762,180
	5 特別支援学校費	15,638,194	328,866	15,967,060
	6 社会教育費	3,451,220	△ 71,496	3,379,724
	7 保健体育費	1,179,400	11,336	1,190,736
11 災害復旧費	8 大小学費	2,619,985	△ 28,812	2,591,173
		3,527,802	△ 2,277,008	1,250,794
	1 農林水産施設災害復旧費	1,981,340	△ 1,362,597	618,743
	2 土木施設災害復旧費	1,471,112	△ 860,411	610,701
		75,350	△ 54,000	21,350

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
12 公債費		75,008,732	△ 650,000	74,358,732
	1 公債費	75,008,732	△ 650,000	74,358,732
13 諸支出金		50,018,106	11,882,864	61,900,970
	1 ゴルフ場利用税交付金	538,131	21,384	559,515
	2 自動車取得税交付金	632,546	230,142	862,688
	4 財政調整基金積立金	15,814	9,977,656	9,993,470
	5 県有施設整備基金積立金	1,084,822	222,757	1,307,579
	6 利子割交付金	79,364	66,620	145,984
	7 配当割交付金	195,324	100,255	295,579
	8 株式等譲渡所得割交付金	154,192	173,333	327,525
	13 地方消費税交付金	21,943,118	876,301	22,819,419
	14 地方消費税清算金	24,044,922	213,924	24,258,846
	15 特別会計等繰出金	4,331	492	4,823
	歳出合計	743,835,842	454,749	744,290,591

第2表 繰越明許費補正				
(追加)	項	事業名	金額 千円	
2 総務費	1 総務管理費		1,073,062	
		那覇県税事務所ソフトウェア事業	98,732	
		特定地域特別振興事業	39,476	
		平和の礎事業	32,456	
		平和祈念資料館運営事業	1,518	
		2 企画費		25,282
		通信施設改修事業	259,477	
		超高速ブロードバンド環境整備促進事業	6,389	
		4 市町村振興費		253,088
		沖縄振興特別推進交付金町村支援事業	40,000	
3 民生費	6 防災費		40,000	
		不発弾等処理事業	674,853	
			674,853	
			1,822,735	
		1 社会福祉費		1,374,844
		障害児者福祉施設等整備事業	266,539	
		老人福祉施設整備事業	794,560	
		介護基盤整備等基金	313,745	
		2 児童福祉費		447,891
		放課後児童クラブ支援事業	87,492	
4 衛生費	1 公衆衛生費	待機児童解消支援基金事業	188,656	
		待機児童対策特別事業	70,749	
		認定こども園施設整備事業	100,994	
			1,337,932	
			18,500	
		周産期保健医療体制強化支援事業	13,500	
		こども医療費助成事業	5,000	
		2 環境衛生費		474,644
		産業廃棄物対策費	5,798	
		公共関係事業推進費	468,846	

款	項	事業名	金額 千円	
3 環境保全費	放射能調査費		54,681	
		自然公園施設整備事業費(補助事業)	17,075	
		自然環境整備交付金事業	17,088	
		指定管理鳥獣捕獲等事業	15,518	
			5,000	
		5 医薬費		790,107
		医療施設近代化施設整備事業	664,200	
		有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	125,907	
		5 労働費		309,914
		1 労政費		24,443
2 職業訓練費	雇用開発推進事業費		24,443	
			285,471	
		職業能力開発校整備事業(補助事業)	21,864	
		具志川職業能力開発校本館建替事業	263,607	
		6 農林水産業費		5,411,959
		1 農業費		1,331,770
		運営費(海洋深層水研究所)	1,237	
		海洋深層水研究所取水関連設備機能保全事業	30,017	
		農業研究センター名護支所施設整備事業	357,567	
		地域農業経営支援整備事業	325,559	
災害に強い栽培施設の整備事業	407,998			
合蜜糖振興対策事業	209,392			
2 畜産費		965,333		
食鳥処理施設整備事業	864,270			
家畜衛生試験場移転整備事業	61,799			
中央家畜保健衛生所移転整備事業	39,264			
3 農地費		1,782,314		
土地改良調査計画費(単独事業)	13,000			
かんがい排水調査計画費(補助事業)	7,190			
かんがい排水調査計画費(単独事業)	14,800			
不発弾等探査費	129,931			
農地整備事業(単独事業)	18,993			

款	項	事業名	金額 千円
		国営土地改良事業県負担金	150,000
		農業水利施設保全部合理化事業	222,689
		農業集落排水事業	447,665
		農村集落基盤再編・整備事業	40,452
		農業基盤整備促進事業(交付金事業)	140,219
		農地耕作条件改善事業	32,614
		中山間地域所得向上支援事業	266,000
		農地防災調査費	11,000
		農村地域防災事業	46,940
		団体営農地保全整備事業費	94,407
		ため池等整備事業費	93,860
		団体営ため池等整備事業費	52,554
4	林業費		384,268
		森林計画樹立事業費	20,412
		沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業	52,421
		木造公共施設整備事業	190,000
		治山事業費(交付金事業)	121,435
			948,274
5	水産業費		153,343
		水産業構造改善特別対策事業費	15,000
		漁港管理事業費	276,563
		地域水産物供給基盤整備事業	4,738
		指導監督事務費(補助金事業)	6,980
		市町村等事業推進費(交付金事業)	387,910
		水産物供給基盤機能保全事業	75,237
		漁村地域整備交付金	28,503
		水産流通基盤整備事業	1,580,417
7	商工費		955,818
	1	商業費	955,818
		航空機整備基地整備事業	360,923
	2	工鉱業費	60,523
		工業研究施設整備費	300,400
		沖縄クラウドネットワーク拡充事業	

款	項	事業名	金額 千円
	3	観光費	263,676
		観光地形成促進地域推進事業	6,601
		環境共生型観光推進事業	26,100
		旭橋再開発地区観光支援施設設置事業	97,993
		沖縄コンベンションセンター保全修繕事業費	125,826
		文化発信交流拠点整備事業	7,156
8	土木費		14,415,178
	1	土木管理費	2,458,186
		沖縄振興公共投資交付金(道路管理課市町村事業)	1,421,861
		沖縄振興公共投資交付金(港湾課市町村事業)	145,330
		沖縄振興公共投資交付金(都市計画・モノレール課市町村事業)	851,075
		応急対応費(都市計画・モノレール課)	1,375
		住宅・建築物安全ストック形成事業	30,801
		耐震不適格建築物基本調査	7,744
			1,137,388
	2	道路橋りょう費	115,023
		道路橋りょう調査費(道路街路課)	7,325
		道路橋台帳整備費	335,697
		公共交通安全事業	377,470
		無電柱化推進事業	26,608
		効果促進事業(管理)	16,360
		県単道路路維持費	15,795
		県単橋りょう補修事業費	5,000
		交通安全対策事業費	200,000
		無電柱化推進事業(要請者負担方式)	3,781
		県単沖縄都市モノレール道整備事業費(道路)	8,316
		沖縄振興公共投資交付金(道路)(幼果配進)	26,013
		県単道路事業費	1,106,915
	3	河川海岸費	18,000
		河川台帳整備備費	8,500
		河川川管理費	89,664
		河川川維持費	60,777
		一般河川改修事業費	

款	項	事業名	金額 千円
		臨時河川等整備事業費（河川）	24,327
		堰堤改良事業費	19,385
		海岸老朽化対策事業費	3,880
		海岸整備費	32,460
		海岸老朽化対策事業費（防災・安全）	58,800
		砂防事業費	10,000
		総合流域防災事業費（砂防）	73,500
		急傾斜地崩壊対策事業費	43,202
		総合流域防災事業費（急傾斜地）	61,088
		自然災害防止事業費（砂防等）	338,200
		海岸・砂防台帳整備費	68,830
		海岸・砂防管理費	97,184
		海岸・砂防維持費	99,118
			2,213,799
4	港湾費	港湾維持管理事業費	32,282
		港湾調査費	141,329
		那覇港における人流・物流拠点港湾整備事業	1,326,212
		沖縄振興公共投資交付金（港湾）（効果促進）	62,369
		国直轄事業県負担金支出事業費（港湾）	65,000
		中城湾港新港地区物流拠点化促進調査	7,200
		中城湾港新港地区物流拠点化促進整備事業	124,479
		中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業	96,000
		離島利便施設整備事業	78,500
		県単港湾施設費	57,874
		港湾海岸維持管理事業費	2,153
		港湾海岸調査費	4,296
		港湾海岸老朽化対策事業費	208,900
		県単海岸施設費	7,205
			3,327,215
5	都市計画費	都市計画策定費	27,328
		都市計画基礎調査	104,188
		宮古広域公園基本設計等事業費	57,851

款	項	事業名	金額 千円
		那覇市内交通渋滞緩和対策検討事業費	4,840
		景観形成推進事業費	3,000
		市街地開発事業費	296,024
		農連市場地区マチグワ再生支援事業費	45,578
		街路現況調査費	560
		街路路管理費	15,432
		県単街路事業費	35,982
		都市モノレール効果促進事業費	972,206
		県単沖縄都市モノレール道整備事業費（街路）	4,720
		モノレール関連施設維持管理費	23,890
		沖縄振興公共投資交付金事業費（街路）	1,480,284
		公園費（単独事業）	60,456
		公園費（公共投資交付金）	125,876
		公園費（長寿命化対策）	69,000
			3,741,850
6	住宅費	住宅企画費（補助事業）	56,800
		県営住宅建設費（社会資本）	1,450,968
		県営住宅建設費（単独事業）	46,936
		県営住宅建設費（公共投資）	1,113,026
		地域居住機能再生推進費	1,074,120
			429,825
7	空港費	離島空港交流拠点形成事業	7,825
		下地島空港及び周辺用地の活用促進事業	12,000
		県単離島空港整備事業費	410,000
			4,486,845
			2,239,350
10	教育費	公立学校施設整備事業（公共投資交付金）	2,239,350
			1,827,990
1	教育総務費	高等学校施設改装・改修事業費	74,000
		高等学校施設保全事業	21,779
		学校施設整備補助事業費（騒音対策）	6,887
		学校施設整備補助事業費（公共投資交付金）	363,190
4	高等学校費		

款	項	事業名	金額 千円
11 災害復旧費		学校施設整備管理事業費（公共投資交付金）	9,174
		学校施設整備補助事業費（交付金・超過負担）	1,352,960
	5 特別支援学校費		322,881
		特別支援学校施設改装・改修事業費	87,958
		特別支援学校施設保全事業	4,258
		施設整備補助事業費（公共投資交付金）	89,546
		施設整備管理事業費（公共投資交付金）	1,228
		施設整備補助事業費（交付金・超過負担）	139,891
	6 社会教育費		21,825
		受託事業費	21,825
	7 保健体育費		74,799
	体育施設整備事業費	74,799	
1 農林水産施設 災害復旧費			285,385
			253,417
		農地農業用施設災害復旧費（補助事業）	45,969
		林地荒廃防止施設等災害復旧事業費	75,400
		漁港漁場災害復旧事業費（補助事業）	102,700
		漁港漁場災害復旧事業費（単独事業）	29,348
2 土木施設 災害復旧費			31,968
		県単河川等災害復旧事業費	20,167
合計		都市災害復旧事業費	11,801
			30,723,427

(変更)			
款	項	事業名	補正前の額 千円
2 総務費			533,342
	4 市町村振興費		533,342
		沖繩振興特別推進交付金 （市町村）	6,500,000
6 農林水産業費			3,476,088
	2 畜産業費		154,084
		畜産担い手育成総合整備事業費 （交付金事業）	95,171
3 農地費			2,226,199
		農地整備事業（補助金事業）	261,249
		農地整備事業（交付金事業）	217,183
		水利施設整備事業 （補助金事業）	784,591
		水利施設整備事業 （交付金事業）	239,249
		水質保全対策事業費	224,832
		農山漁村活性化対策整備事業	369,245
		農地保全整備事業費	129,850
			47,156
		治山事業費（補助金事業）	47,156
4 林業費			786,090
		水産環境整備事業	346,084
5 水産業費			405,000
		水産生産基盤整備事業	1,229,426
8 土木費			13,997,518
			29,313,357
1 土木管理費			2,122,563
		沖繩振興公共投資交付金 （道路街路課市町村事業）	1,994,339
		沖繩振興公共投資交付金 （下水道課市町村事業）	42,206
		沖繩振興公共投資交付金 （住宅課市町村事業）	86,018
			5,037,761
2 道路橋りょう費			12,773,505
			213,482

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円
		道路防災保全事業	361,822	1,755,946
		沖繩都市モノレール道路整備事業費(道路)	2,770,939	3,355,303
		地域連携道路事業費(地域高規格道路)	985,000	1,193,333
		社会資本整備総合交付金(道路)	490,000	3,267,187
		沖繩振興公共投資交付金(道路)	230,000	2,251,736
		社会資本整備総合交付金(泡瀬工区)	200,000	950,000
	3 河川海岸費		1,408,799	2,502,330
		河川調査費	18,000	35,136
		自然災害防止事業(河川)	368,469	520,133
		沖繩振興公共投資交付金(河川)	420,530	1,020,961
		社会資本整備総合交付金(河川)	431,808	563,104
		地すべり対策事業費	162,992	304,677
		海岸・砂防調査費	7,000	58,319
	4 港湾費		1,759,519	3,640,733
		港湾改修費	720,000	997,600
		沖繩振興公共投資交付金(港湾)	228,000	1,767,142
		社会資本整備総合交付金(港湾)	241,519	305,991
	5 都市計画費		3,361,396	4,602,104
		沖繩都市モノレール道路整備事業費(街路)	803,164	1,112,927
		公園費(社会資本交付金)	347,000	1,277,945
	7 空港費		307,480	1,983,837
		公共離島空港整備事業	210,000	1,886,357
10 教育費			284,303	297,903
	1 教育総務費		243,758	257,358
		教職員住宅耐震等対策事業費	243,758	257,358
	合計		18,924,340	45,766,854

第3表 債務負担行為補正 (追加)			
事項	項	期間	限度額 千円
「航空機整備施設」指 定	「料 理 管 理 料」	平成30年度から 平成34年度まで	200,968
「うるま地区内賃貸工場」指 定	「料 理 管 理 料」	平成30年度から 平成34年度まで	162,854

第4表 地方債補正

(変更)	起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
		補正前の額 千円	補正額 千円			
	沖縄振興特別推進交付金事業	3,211,400	△ 900,300	(借入方法)	年5%以内	償還期間は、据置
	那覇バスターミナル整備事業	90,900	△ 17,700	証書借入又は証券発行	(ただし、利率見直し)	期間を含め30年以内とする。
	社会福祉施設整備事業	191,400	81,500			
	公共事業等	14,126,400	△ 529,700	方式で借り入れる資金		償還方法は、元金均等
	公共関係事業推進費	928,100	△ 287,000	発行価格が		均等、元金均等等
	雇用開発推進事業費	17,700	5,700	額面金額を		による。
	具志川職業能力開発校本館建設事業	173,300	△ 9,700	下回るとき	利率の見直しを行った	ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
	農業研究センター名護支所施設整備事業	821,500	△ 74,300	は、その発行差額をう	めらるため必要金額を加算	
	県営住宅建設事業	1,539,800	△ 125,100	行差額をう	めらるため必要金額を加算	
	県単河川等整備事業	1,253,100	△ 60,000	めるため必要金額を加算		
	中学校施設整備事業	77,100	△ 30,100	要な金額を	直し後の利率	
	災害復旧事業	851,000	△ 363,200	これに加算	率)	
	臨時財政対策債	28,100,000	△ 324,400	した金額と		
	合計	55,978,800	△ 2,634,300			
	合計					53,344,500

平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第2号)

平成29年度沖縄県下地島空港特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から86,125千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ362,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。
(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正					
歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
3 繰入金	金		412,375	△ 68,925	343,450
		1 一般会計繰入金	412,375	△ 68,925	343,450
6 県債	債		24,800	△ 17,200	7,600
		1 県債	24,800	△ 17,200	7,600
歳入	合 計		448,694	△ 86,125	362,569
歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 土木費	費		448,694	△ 86,125	362,569
		1 空港費	448,694	△ 86,125	362,569
歳出	合 計		448,694	△ 86,125	362,569

第 2 表 繰越明許費補正				
(追加)				
款	項	事業名	金額	
1 土木費	1 空港費		15,000	千円
		下地島空港及び周辺用地の 公民運携有効利用促進事業	15,000	
合 計			15,000	

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	分担金及び負担金		5,745,146	△ 192,795	5,552,351
		1 負担金	5,745,146	△ 192,795	5,552,351
3	国庫支出金		4,394,243	△ 992,000	3,402,243
		1 国庫補助金	4,394,243	△ 992,000	3,402,243
5	繰入金		966,844	△ 12,500	954,344
		1 一般会計繰入金	966,844	△ 12,500	954,344
6	繰越金		770,805	△ 569,183	201,622
		1 繰越金	770,805	△ 569,183	201,622
8	県債		975,000	△ 180,400	794,600
		1 県債	975,000	△ 180,400	794,600
歳入	合計		12,950,766	△ 1,946,878	11,003,888
歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	土木費		11,549,591	△ 1,946,878	9,602,713
		1 都市計画費	11,549,591	△ 1,946,878	9,602,713
歳出	合計		12,950,766	△ 1,946,878	11,003,888

(追加)	款	項	事業名	金額 千円
1	土木費			1,020,871
		1 都市計画費		1,020,871
			中部流域下水道建設費 (沖繩振興公共投資交付金)	66,902
			中部流域下水道建設費 (社会資本整備総合交付金)	715,827
			中城湾流域下水道建設費	115,865
			中城湾南部流域下水道建設費	24,202
			下水道建設改良費	69,164
			公共下水道建設費	28,911
	合計			1,020,871

第 3 表 債務負担行為補正			
(追加)			
事 項	期 間	限 度	額
中城湾流域下水道建設費	平成29年度から 平成30年度まで		10,200 千円
中城湾南部流域下水道建設費	平成29年度から 平成30年度まで		9,000

第 4 表 地方債補正					
(変更)					
起債の目的	補正前の額		限度額		起債の方法
	千円	千円	千円	千円	
下水道事業	975,000	△ 180,400	794,600		年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要金額をこれに加算した金額とすることができる。
					(借入時期)平成29年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することが
合 計	975,000	△ 180,400	794,600		償還の方法は、償還期間は、措置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から40,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1 繰越金			36,090	△ 35,379	711
	1 繰越金		36,090	△ 35,379	711
2 諸収入			15,842	△ 4,621	11,221
	2 貸付金元利収入		14,621	△ 4,621	10,000
歳入	合計		51,932	△ 40,000	11,932
歳出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
		千円	千円	千円	千円
1 農林水産業費		51,932	△ 40,000	11,932	
	1 水産業費	51,932	△ 40,000	11,932	
歳出	合計	51,932	△ 40,000	11,932	

平成29年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計補正予算（第1号）

平成29年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から15,242千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,723,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	財産収入		705,238		965,447		1,670,685
		1 財産運用収入	41,767		△ 22,103		19,664
2	繰越金		663,471		987,550		1,651,021
		1 繰越金	1		52,711		52,712
4	県債		1,033,400		△ 1,033,400		0
		1 県債	1,033,400		△ 1,033,400		0
歳入	合計		1,738,681		△ 15,242		1,723,439

歳出

歳出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	商工費		92,417		△ 5,960		86,457
		1 工 業 費	92,417		△ 5,960		86,457
2	公債費		1,646,264		△ 9,282		1,636,982
		1 公債費	1,646,264		△ 9,282		1,636,982
歳出	合計		1,738,681		△ 15,242		1,723,439

第2表 地方債補正

(変更)	起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
		補正前の額 千円	補正額 千円			
	中城湾港（新港地区） 臨海部土地造成事業	157,600	△ 157,600	0 千円	年5%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 については、 元金均等等 による。 償還方法は、 元金均等 による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	据置期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元金均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計		157,600	△ 157,600	0		

平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計
補正予算（第1号）

平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正				
(追加)	款	項	事業名	金額 千円
1 土木費	1 港湾費			275,598
			中城湾港機能施設整備費	275,598
	合	計		275,598

平成29年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計補正予算
(第1号)

平成29年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正			
(追加)	項	事業名	金額 千円
1 土木費	1 港湾費		148,879
		中城湾港マリン・タウンス 地造成業	148,879
合	計		148,879

平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計補正予算（第1号）

平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正			
(追加)			
款	項	事業名	金額 千円
1 土木費			266,500
	1 港湾費		266,500
		泡瀬地区臨海部土地造成費	266,500
合	計		266,500

平成29年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成29年度沖縄県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から650,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92,420,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1 繰入金			74,970,641	△ 650,000	74,320,641
		1 一般会計繰入金	74,970,641	△ 650,000	74,320,641
歳入		合計	93,070,641	△ 650,000	92,420,641
歳出					
款		項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 公債費			93,070,641	△ 650,000	92,420,641
		1 公債費	93,070,641	△ 650,000	92,420,641
歳出		合計	93,070,641	△ 650,000	92,420,641

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--